告　示

○総務省
経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、総務省又は独立行政法人情報通信研究機構から交付する平成二十三年度予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。

平成二十三年七月五日

総務大臣　片山　善博
経済産業大臣　海江田万里

一　総務省から交付する特定補助金等

戦略的情報通信研究開発推進制度に係る委託費、ＩＣＴグリーンイノベーション推進事業に係る委託費、電波資源拡大のための研究開発に係る委託費、ライフサポート型ロボット技術に関する研究開発に係る委託費、最先端のグリーンクラウド基盤構築に向けた研究開発に係る委託費、高精度位置認識技術の研究開発に係る委託費、脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発に係る委託費及び国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発に係る委託費

二　独立行政法人情報通信研究機構から交付する特定補助金等

高齢者・チャレンジド向け通信・放送サービス充実研究開発助成金及びチャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金

○財務省
農林水産省
経済産業省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年七月五日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：宮崎支店 郵便番号：880―0812 住所：宮崎県宮崎市高千穂通１―７―38 電話番号：0985―24―1711	営業所又は事務所の名称：宮崎支店 郵便番号：880―0811 住所：宮崎県宮崎市錦町１―10 電話番号：0985―24―1711

(2)　変更年月日

平成二十三年十月十一日

(3)　変更の理由

移転のため

○文部科学省
経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、文部科学省又は独立行政法人科学技術振興機構から交付する平成二十三年度予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。

平成二十三年七月五日

文部科学大臣　髙木　義明
経済産業大臣　海江田万里

一　文部科学省から交付する特定補助金等

科学技術戦略推進費のうち国際共同研究の推進に係る補助金、科学技術戦略推進費のうち安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラムに係る補助金及び分子イメージング研究戦略推進プログラムに係る委託費

二　独立行政法人科学技術振興機構から交付する特定補助金等

研究成果展開事業（研究成果最適展開支援プログラム（旧地域イノベーション創出総合支援事業分を除く）及び先端計測分析技術・機器開発プログラム）に係る委託費

○厚生労働省告示第二百二十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるＢＳＩグループジャパン株式会社について、その基準適合性認証を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月五日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更の日
ＡＤ	ＢＳＩグループジャパン株式会社	一　東京都港区北青山二丁目十二番二十八号青山ビル五階 二　大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号大阪センタービル 三　福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一番一号博多新三井ビルディング	一　東京都港区北青山二丁目十二番二十八号青山ビル五階 二　大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号大阪センタービル 三　福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目十五番二十号	平成二十三年六月六日

○中央選挙管理会告示第六号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者佐藤ゆかりの出納責任者阿部哲治から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定に基づき提出された選挙運動費用収支報告書の訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（平成二十三年中央選挙管理会告示第一号）の一部を次のように訂正する。

平成二十三年七月五日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

三　報告書の要旨の部候補者佐藤ゆかりの項中「自由民主党東京都参議院比例区第五十七支部　10,249,314」を「自由民主党東京都参議院比例区第五十七支部　5,000,000」に「自由民主党東京都参議院比例区第五十七支部　15,249,314」に改める。

○法務省告示第三百四十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年七月五日

法務大臣　江田　五月

変更前の名称

社団法人家庭問題情報センター

変更後の名称

公益社団法人家庭問題情報センター

変更年月日

平成二十三年六月一日